

**長野県告示第171号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和8年4月13日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
医療法人和心会 小口メンタルクリニック	茅野市宮川4441-3	令和8年4月1日
尾澤内科・脳神経内科クリニック	岡谷市長地御所一丁目4番47号	令和8年4月1日
すのはら医院こころの診療所	松本市島内3503番地1 オフィスやまもと2階3号室	令和8年4月1日
もみじ薬局	岡谷市長地御所一丁目4番46	令和8年4月1日
訪問看護ステーションWill	東御市和822番地4 フレグランス ダ・カーポC102	令和8年4月1日
ゆめの里和田訪問看護ステーション	松本市和田2240-33	令和8年4月1日

疾病・感染症対策課

長野県告示第172号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和8年4月13日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
いしかわ薬局 松本市清水2-1-10	アークいしかわ薬局 松本市清水2-1-10	令和7年6月1日

疾病・感染症対策課

長野県告示第173号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和8年4月13日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
訪問看護ステーションほっちのロッヂ	北佐久郡軽井沢町発地1172-97	令和8年3月31日

疾病・感染症対策課

長野県告示第174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和8年4月13日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
もみじ薬局	岡谷市長地御所一丁目4番46	令和8年4月1日
殖生いせや薬局	千曲市鋳物師屋402-2	令和8年4月1日

障がい者支援課

長野県告示第175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

令和8年4月13日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定更新年月日
おぎむら歯科・矯正歯科医院	佐久市佐久平駅東13番地6	令和8年4月1日
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院佐久医療センター（腎臓）	佐久市中込3400番地28	令和8年4月1日
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院佐久医療センター（心臓脈管外科）	佐久市中込3400番地28	令和8年4月1日
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院佐久医療センター（免疫）	佐久市中込3400番地28	令和8年4月1日
日本調剤佐久薬局	佐久市中込3282-1	令和8年4月1日
ハート薬局	佐久市中込3238-2	令和8年4月1日
ウエルシア薬局上田山口店	上田市上田山口1221-1	令和8年4月1日
コウズケヤ薬局 東御	東御市本海野1681	令和8年4月1日
ウエルシア薬局諏訪上川店	諏訪市上川三丁目2450番地1	令和8年4月1日
こころ薬局	諏訪市高島1-21-1	令和8年4月1日
ららくま薬局	諏訪市上川三丁目2292-1	令和8年4月1日
アイン薬局伊那西町店	伊那市西町5138-20	令和8年4月1日
カニサワ薬局	上伊那郡箕輪町大字中箕輪12815-2	令和8年4月1日
柴田薬局	飯田市銀座4-10-3	令和8年4月1日
小林薬局	木曾郡上松町駅前通り2丁目24番地	令和8年4月1日
白樺薬局	北安曇郡池田町池田3342-13	令和8年4月1日

障がい者支援課

長野県告示第176号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和8年4月13日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
矢崎薬局	茅野市塚原2-17-34	令和8年3月31日

障がい者支援課

長野県告示第177号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県上田建設事務所及び長和町役場に備え置きます。

令和8年4月13日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	緯度及び経度
芹沢1号	長野県小県郡長和町大字和田の区域内の土地のうち、次の1点から11点までを順次結んだ線及び1点と11点を結んだ線に囲まれた土地の区域	小県郡長和町	和田		1点 北緯 36度12分57秒8323 東経 138度13分32秒5350
					2点 北緯 36度13分00秒8255 東経 138度13分30秒1019
					3点 北緯 36度13分04秒1028 東経 138度13分35秒9455
					4点 北緯 36度13分09秒5742 東経 138度13分42秒7275
					5点 北緯 36度13分09秒7087 東経 138度13分45秒5963
					6点 北緯 36度13分08秒8767 東経 138度13分46秒2958
					7点 北緯 36度13分07秒6068 東経 138度13分44秒8759
					8点 北緯 36度13分06秒8194 東経 138度13分43秒5464
					9点 北緯 36度13分05秒3886 東経 138度13分42秒4258
					10点 北緯 36度13分01秒6942 東経 138度13分38秒9190
					11点 北緯 36度12分59秒8429 東経 138度13分36秒2110

砂防課

長野県告示第178号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行います。

令和8年4月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 日時
令和8年4月20日(月) 午後2時
- 2 場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁 議会棟403号会議室
- 3 被聴聞者
 - (1) 商号
不動産情報サービス内堀
 - (2) 代表者氏名
内堀 幸子
 - (3) 主たる事務所の所在地
塩尻市広丘吉田1221-1
 - (4) 免許証番号
長野県知事(5)4909号
 - (5) 免許年月日
令和7年6月7日

建築住宅課

長野県松本建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年5月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年4月13日

長野県松本建設事務所長 下倉正弘

- 道路の種類 県道
- 路線名 大野田梓橋停車場線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
松本市梓川上野2018番の3地先から 松本市梓川上野3359番の2地先まで	旧	m 5.2～9.7	km 0.3100
同 上	新	9.0～16.4	0.3100

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和8年5月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年4月13日

長野県飯田建設事務所長 折井克壽

- 路線名 418号
- 供用を開始する区間
下伊那郡天龍村神原6184番の16地先から
下伊那郡天龍村神原3334番の4地先まで
- 供用を開始する期日 令和8年4月13日

道路管理課